主　　文

本件上告を棄却する。

理　　由

弁護人畠中二郎の上告趣意は、憲法三七条一項違反を主張するが、少年法二〇条による検察官送致の決定をした裁判官が、後にその刑事事件の審判に関与しても裁判官除斥の原因とならず（昭和二七年（あ）第五四七四号同二九年二月二六日第二小法廷決定、集八巻二号一九八頁参照）、憲法三七条一項に違反するものでないことは、当裁判所大法廷判決（昭和二四年新（れ）第一〇四号同二五年四月一二日判決、集四巻四号五三五頁）の趣旨に徴して明らかであるから、右違憲の主張は理由がなく、その余は量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

被告人本人の上告趣意は、量刑不当、事実誤認の主張であつて、同条の上告理由にあたらない。

また、記録を調べても、刑訴法四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四〇八条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

昭和四三年二月二三日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官　奥　野　健　一

裁判官　草　鹿　浅　之　介

裁判官　城　戸　芳　彦

裁判官　色　川　幸　太　郎